

## 事前評価票

施策等名	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	総合政策局環境・海洋課海洋室 (海洋室長 馬場崎靖) 港湾局環境・技術課環境整備計画室 (環境整備計画室長 森川雅行) 海上保安庁警備救難部環境防災課 (環境防災課長 野俣光孝)
施策等の概要	<p>「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書（以下「OPRC-HNS 議定書」という。）」の実施等のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）の一部を改正する。</p> <p>改正の概要は以下のとおり。</p> <p>1 海洋汚染の防止</p> <p>(1) 未査定液体物質の輸送の禁止</p> <p>(2) 海洋施設からの有害液体物質の排出の規制</p> <p>(3) 海洋施設等から有害液体物質の排出があった場合等の通報の義務付け</p> <p>(4) 大量の油（特定油を除く）又は有害液体物質の排出があった場合の防除措置の義務付け等</p> <p>(5) 有害液体物質汚染防止緊急措置手引書の備置き義務付け</p> <p>2 海上災害の防止</p> <p>(1) 海上保安庁長官による排出された危険物の火災の発生防止等の措置命令</p> <p>(2) 海上保安庁長官による消火、延焼の防止等の措置命令</p> <p>(3) 危険物の排出が生ずるおそれがある場合の通報の義務付け及び海上保安庁長官による当該危険物の抜き取り等の措置命令</p> <p>【第 164 回通常国会において、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案」として提出】</p>		
施策等の目的	OPRC-HNS 議定書の実施等に伴い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制の確立等を図る。		
関連する政策目標	1 2) 地球環境の保全		
関連する業績指標	—		
指標の目標値等	—		
施策等の必要性	<p>○目標と現状のギャップについて分析</p> <p>OPRC-HNS 議定書において、締約国に対し危険物質及び有害物質による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立することが要求されているところである。</p> <p>しかしながら、海防法においては、特定油に関しては、海防法第 39 条において、船長、船舶所有者、荷送人等関係者の講ずべき措置が明記されているが、特定油以外の油及び有害液体物質に関しては、海防法第 40 条に基づき発せられる海上保安庁長官の命令に従い所要の措置を講ずることとされているに止まり、海洋環境に有害な物質や海上災害を惹起する危険性のある物質を日常的に取り扱うことを生業としている事業者の社会的責任を十分に果たす仕組みとはなっておらず、汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制が確立されて</p>		

	<p>いない。</p> <p>このため、有害液体物質等の防除に係る船長、船舶所有者等が講ずべき措置、すなわち法律上の義務を海防法において明確にすることが必要かつ不可欠である。</p> <p>また、OPRC-HNS 議定書が対象としている「汚染事故」については、危険物質及び有害物質が排出された場合のみならず、そのおそれがある場合や排出に伴う火災や爆発についてもその対象とされていることから、国家的な体制の確立に際しては、排出のおそれがある場合の措置や火災や爆発への対処についても明確にする必要がある。</p> <p>○その原因について分析</p> <p>これまで特定油以外の油及び有害液体物質については、その性状等が判明していないもの多く防除手法が必ずしも確立していなかったことから、従来、海防法第 40 条において海上保安庁長官による防除措置命令が法定されているのみで、一義的な義務付けはされておらず、迅速かつ効果的な防除を実施し得る国家的な体制が確立されていないことが挙げられる。</p> <p>○現状を改善するための課題を特定</p> <p>有害液体物質の不適正な排出があった場合等のマニュアルである「緊急措置手引書」の船舶への備置きが義務付けられ、また、特定油以外の油及び有害液体物質の防除に必要なデータベースが構築されたことから、海上保安庁長官の命令を待つことなく船長、船舶所有者等が自らの責任において応急措置、防除措置を実施すべきことを義務付けることが可能となっており、OPRC-HNS 議定書の要請、近年の技術の向上等を踏まえ、特定油に係る現行の規制体系を基本に所要の規定の整備を行い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立する必要がある。</p> <p>○導入する施策の具体的内容について説明</p> <p>有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、船長、船舶所有者等にする防除措置の義務付け、当該防除措置の実施に必要な資材、要員等の確保、対応マニュアルの備付け等の義務付け、排出のおそれがある場合の海上保安庁長官による船舶所有者等に対する措置命令を新設するほか、海洋環境保全の見地から、環境大臣の査定を受けていない未査定液体物質の輸送を禁止する等海洋汚染及び海上災害に関する規制の強化を図る。</p>
社会的ニーズ	<p>ケミカルタンカー等による事故の多発に伴い有害液体物質及び危険物の流出事故等に対する対応体制強化の必要性が求められる中、国際的にも OPRC-HNS 議定書が平成 19 年前半にも発効することが見込まれていることから、我が国としても早期の議定書の締結及び国内対応体制の強化が必要である。</p>
行政の関与	<p>OPRC-HNS 議定書において、締約国に対し危険物質及び有害物質による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立することが要求されており、国際約束の適確な履行を確保するためには、行政の関与が不可欠である。</p>
国の関与	<p>OPRC-HNS 議定書の実施等のための施策であり、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制の確立等のため船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け、未査定液体物質の輸送禁止等について定めるほか、特定油に係る現行の規制体系を基本に所要の規定の整備を行うものであり、国際約束の適確な履行を確保するために必要不可欠な規制であることから、特定油に係る規制体系と同様に国の関与が不可欠である。</p>

施策等の効率性

有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制の確立等のための今般新設する規制については、その対象範囲を OPRC-HNS 議定書により国際的に対応が求められている危険物質及び有害物質にまで拡大するものであり、特定油に係る規制体系を基本に、現行の規制体系と均衡が図られているところであることから、船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け、未査定液体物質の輸送禁止等について定めることにより、国際約束の適確な履行が確保されることとなる。

<効果>

- 未査定液体物質の輸送の禁止により、その排出による海洋汚染の危険性が低減される。(施策等の概要欄 1 (1)関連)
- 海洋施設において管理されている有害液体物質の排出による海洋汚染の危険性が低減される。(施策等の概要欄 1 (2)関連)
- OPRC-HNS 議定書の担保並びに特定油以外の油及び有害液体物質による海洋汚染に迅速かつ効果的に対処する体制の確立が図られる。(施策等の概要欄 1 (3)～(5)関連)
- OPRC-HNS 議定書の担保及び危険物による海上災害に迅速かつ効果的に対処する体制の確立が図られる。(施策等の概要欄 2 (1)～(3)関連)

<負担>

- 現行法においても、未査定液体物質を輸送しようとする者は、国土交通大臣に届け出る必要があり、実態として環境大臣による査定が行われた後に当該液体物質を輸送していることから、実質的な負担増となるものではない。(施策等の概要欄 1 (1)関連)
- 有害液体物質記録簿を新たに備え付ける必要があるが、負担は必要最小限である。(施策等の概要欄 1 (2)関連)
- 海上保安庁の事務所への通報義務であり、実質的な負担となるものではない。(施策等の概要欄 1 (3)及び 2 (3)関連)
- 海洋汚染発生時の応急措置、防除措置を義務付けるものであるが、今までは状況に応じた海上保安庁長官による命令により防除措置を実施していたものであり、その措置があらかじめ義務付けられたとしても過度の負担となるものではない。(施策等の概要欄 1 (4)関連)
- 油又は有害液体物質の排出のおそれがある場合に必要な措置の実施を命ずるものであるが、油及び有害液体物質への対応としては、その有害性等の観点から、一度排出されると危険が増加し、その除去等海洋汚染及び海上災害の防止のための措置の実施には多大な時間と労力を要することとなり、より安全かつ適確に当該措置を実施するためには、いまだ流出していない段階における措置が最も効果的であることから過度の負担となるものではない。(施策等の概要欄 1 (4)関連)
- 船舶の沈没又は乗揚げに起因して海洋が著しく汚染され、又は汚染されるおそれがある場合に当該船舶の撤去等を命ずるものであるが、海難により有害液体物質を積載したまま沈没等した船舶についてはその状況により貨物の通常の抜取り作業が困難な場合があり、安全かつ適確に防除措置を実施するには船体と一緒に引き揚げるのが適当であるとともに、現在日本に入港する 100トンの以上の外航船舶には船体撤去に係る費用を担保した PI 保険等に加入することが義務付けられていることから過度の負担となるものではない。(施策等の概要欄 1 (4)関連)
- 海洋汚染発生に備え、防除資材の備付け等を求めるものであり、負担は増加するが、海洋汚染を防止するために必要なものであり、今後学識経験者に加え規制を受ける当事者等を交えた委員会を開催し、その整備のあり方を検討することとしており、その結果を踏まえ決定することとしていることから適正な負担となるものと考えている。(施策等の概要欄 1 (4)関連)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有害液体汚染防止緊急措置手引書を新たに備え置く必要があるが、同手引書は現在消防法等で規定される「予防規程」等と矛盾抵触するものではなく、既存の規程の記載内容を修正して同手引書の記載事項を盛り込むことにより、本法に基づく同手引書としても扱うことができるため、負担は必要最小限である。 (施策等の概要欄 1 (5) 関連)</li> <li>○ 危険物の排出のおそれがある場合等に必要な措置の実施を求めるものであるが、危険物への対応としては、その引火性の観点から流出した場合には、その除去等海上災害の防止のための措置の実施には多大な時間と労力を要することから、より安全かつ適確に当該措置を実施するためには、いまだ流出していない段階における措置が最も効果的であること等から過度の負担となるものではない。 (施策等の概要欄 2 (1)～(3) 関連)</li> </ul> <p>&lt;代替手段との比較考量&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け等を行うことにより、義務付け等を行わない場合（現状維持）と比べ、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得ることができる。</li> </ul>
<p>施策等の有効性</p>	<p>特定油以外の油又は有害液体物質の排出があった場合の船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け、当該防除措置の実施に必要な資材、要員等の確保、対応マニュアルの備付け等の義務付け、排出のおそれがある場合の海上保安庁長官による船舶所有者等に対する措置命令を新設するほか、海洋環境保全の見地から、環境大臣の査定を受けていない未査定液体物質の輸送を禁止する等海洋汚染及び海上災害に関する規制の強化を図ることができれば、危険物質及び有害物質による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制が確立されるとともに、海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資するために有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「2000 年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の実施に資するため、海上保安庁、(社)日本海難防止協会及び(独)海上災害防止センターは、関係分野の有識者等の参加を得て、平成 17 年 8 月に「HNS 汚染事故への準備及び対応に関する調査研究委員会（委員長 藤野正隆 東京大学名誉教授）」を設置し、HNS 事故に対する我が国の防災体制の現状と課題、対策等について検討が行われ、国家的体制の整備、海上保安庁の体制強化等についての提言が平成 17 年 10 月に取りまとめられており、これを踏まえた施策となっている。</li> <li>○ 施策等の概要欄 1 (2) について、施行後 5 年を目途として、状況を勘案して検討を行う予定である。 改正海防法案附則第 5 条 (検討) 第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第十八条及び第十九条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul>